

京都市民生委員推薦会規則の全部を改正する規則を公布する。

平成25年10月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第42号

京都市民生委員推薦会規則の全部を改正する規則

京都市民生委員推薦会規則の全部を次のように改正する。

京都市民生委員推薦会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法及び民生委員法施行令に定めるもののほか、京都市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推薦会は、委員14人をもって組織する。

2 委員は、市長が次に掲げる者のうちからそれぞれ2人ずつ委嘱し、又は任命する。

- (1) 市会議員
- (2) 民生委員
- (3) 本市における社会福祉事業の実施に係る関係者
- (4) 本市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (5) 本市における学校教育又は社会教育の関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験のある者

(副委員長)

第3条 推薦会に副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 副委員長の任期は、推薦会においてこれを定める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、推薦会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)